

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農地所有適格化法人以外の法人)

[illegible]

- (記載注意)
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
 - (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
 - (3) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (4) (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
 - (5) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」欄には、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する（隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。